

# 事件概要等報告書

令和4年10月に福岡県内で発生した女子高校生に対する強制性交等、強制わいせつ事件要旨報告

## (1) 検番

令和4年検第999号

## (2) 事件当事者・被疑者(3人)

被疑者A(男) /

被疑者B(男) / 佐藤健九郎 (サトウケンクロウ) 33歳

被疑者C(男) / 鈴木雄座 (スズキユウザ) 50歳

※被疑者Aの氏名及び年齢については現在確認中

## (3) 事件当事者・被害者(1名)

被害者(女) / 田之上滝 (タノウエタキ) ×6歳

所属・私立源実第一高等学校普通科1年

## (4) 概要

被疑者A(以下A)は、SNS上で福岡県内の大手芸能事務所の関係者を装い、当該事務所に無断で、偽のアカウントを開設した。

その後、わいせつ目的で少女を物色するため、「女性アイドルのオーディション参加者を募集する」と偽り、複数の中高生から写真や個人情報を収集した。

Aは収集した写真から×5歳の高校1年生(当時)であった被害少女に目をつけ「この少女を姦淫したい」と考えた。

さらに、Aの2人の知人、被疑者B(以下B)および被疑者C(以下C)と共に謀し、少女を監禁し、わいせつな行為をしようと決心した。

A・B・Cの3人は、収集した個人情報に含まれていたメールアドレス等を利用して少女と連絡を取った。被疑者3人と少女の間に面識はなかった。

そして「オーディションの面接をするので来てほしい」と少女に要求し、福岡県にあるビル内の、空室となっている貸店舗へ少女を呼び出した。

そして、令和4年10月9日の午後4時頃、少女はAの指示通り、面接会場として指定された貸店舗を訪れた。

A・B・Cの3人は、訪れた少女を貸店舗の一室に監禁し、脅迫と暴行を用い少女の衣服を脱がし全裸にした上、午後4時頃から午後9時頃まで、交代で複数回姦淫した。

さらに少女が×6歳であることを知りながら、スマートフォンでわいせつ行為の一部を撮影して児童ポルノを製造した。

目的を達成した被疑者3人は、スマートフォンと財布と衣服を含む少女の荷物を強奪し、少女を全裸のまま、人気のない場所で解放しようと企てた。

その後、被疑者3人は少女を車に乗せて連れまわし、福岡県内の山中に移動した。そして午後9時から午後10時頃、全裸の少女を山中で解放し、置き去りにした。

少女は山中に一人残され、どうすればいいか判断がつかず、また、被害の影響で冷静さを失っていたため、絶望し、そのまま自殺しようと考え、下山を諦めた。しかし、山中の車道に車で偶然通りかかった男女2名が、全裸の少女を発見して保護し、警察と少女の両親へ連絡したことで、事件が発覚した。

A・B・Cの3人は犯行後、被害少女への性的暴行の様子を撮影した動画や、少女の個人情報等を、インターネット上にアップロードし、不特定多数へ拡散した。さらに、犯行から逮捕に至るまでの期間で、アップロードした動画をポルノ動画作品として販売した。

## (5) 諸要素

被疑者Aは、事件以前より、主に中学生・高校生が利用するSNSにおいて、わいせつ目的で少女を物色するために複数のアカウントを作っていた。そのアカウントでは、芸能事務所の公式アカウントや関係者を名乗っていた。そして、実際の所属芸能人の写真などを利用し、いかにも本物であるように見せかけていた。

さらにAは、未成年の少女を装ったアカウントも複数用意し、そのアカウントで「ここでのオーディションを受けてアイドルデビューすることになりそう」等と、偽りの情報発信を行って、自らが開設した偽の芸能事務所アカウントを紹介し、信ぴょう性を持たせる等の工作をしていた。

これらの事から、中高生ではAによる偽アカウント投稿の真偽を見分けることは困難であったと思われる。

また、被害少女へ、Aの偽オーディションに参加するように勧めたのは、被害少女の妹であった。少女の妹は、かねてよりアイドル志望である姉の夢を応援しており、姉のためにインターネット等で芸能オーディション情報を収集していた。そしてSNSにて、Aが開設した偽の芸能事務所アカウントを発見し、さらにそのアカウントが本物であると思い込み、姉である被害少女に紹介した。被害少女は妹に紹介されたそのオーディション情報に興味を持ち、応募しようと決心し、Aのアカウントへ、写真と個人情報を送信した。

前述の通りこのSNSは中学生・高校生を始めとした未成年に人気であり、若い利用者は多かったものの、一般的にはあまり知られておらず、有名とまでは言えないSNSであった。そのため、企業等による利用例は限定的であり、これまでAの行いが発覚することはなかった。

犯行現場となった貸店舗は、施錠をこじ開けられて無断で利用された。貸店舗のオーナーは「全く知らなかった」「被疑者達とは一切面識がない」と供述している。

また、被疑者A・B・Cの3人は知人同士であり、これまでも様々な手口で、複数の未成年少女を集団で暴行していた疑いがもたれており、余罪を調査中である。

## (6) 被害状況① 性的被害および心的被害

被害少女を診察した医師の所見によると 少女は被疑者3人から 15~20回程度強姦されたものと思われる。

また、少女は直接的な暴行やわいせつ行為により打撲等の軽傷を負ったが、それ以外にも次のような深刻な被害も受けた。

1:妊娠

2:PTSD・うつ病・社交不安障害など複数の精神疾患を発症

3:1人での外出ができなくなり、交際中であった恋人とも別れ、高校を退学

4:少女を強姦している映像が実名入りでネット上で販売および拡散される

また、そのような状況下にもかかわらず捜査協力のため被害者供述を続け 更に不適切な事情聴取や 被疑者側弁護人からのセカンドレイプ等によって、過度の心労が重なった結果、自宅で突然意識を失い倒れた。

その後、担当医師により「生命に別状はないが極めてストレス過多な状態にある」と診断され現在も入院治療中である。

## (7) 被害状況② 被害者個人情報や犯行映像等の拡散

被疑者3人は、犯行中の様子を撮影した動画を『自主製作アダルトビデオ』としてインターネット上で販売した際、購入者への特典として被害者の個人情報を送信していた。

その個人情報には、以下のようなものが含まれる。

1:実名・学校・住所・電話番号

2:身長・体重・スリーサイズ

3:学生証写真

4:被害者がオーディションに持参した志望動機書の画像

5:被害者がオーディションのために撮影した審査用写真

6:被害者から強奪したスマートフォンに保存されていた写真

7:LINEやSNSダイレクトメールのメッセージ履歴

そして宣伝のため、犯行動画の一部を大手のアダルトサイトにアップロードし、無料公開もしていた。

無料動画を公開した際にも、視聴ページの情報欄には被害少女の実名や学校など多くの個人情報、および動画販売ページのURLなどを記載した。

さらにAは強奪した被害者のスマートフォンに保存されていたLINEのIDとパスワードを利用し、被害者の全ての知人と関連グループに以下のものを送信した。

・被害者を強姦している最中の動画や写真の一部

・被害者の女性器の接写画像

・犯行動画をアップロードしたアダルトサイトの該当ページURL

また、被害者と同じ学校の生徒のものと思われる複数のSNSアカウントにも、同様の写真や動画URLを送り付けた。

前述のアダルトサイトにて、一部犯行動画を無料公開したページには全世界からアクセスがあり、再生数は1000万を超える、当該アダルトサイトの再生数ランキングにおいて、月間1位にもなり、匿名掲示板や一部のSNSで大きな話題となるまでに至った。

その上、当該アダルトサイトが期間限定で、「自慰行為の時に視聴する動画は?」というアンケートを複数言語で実施したところ、犯行動画が期間中に約11万票を獲得し、1位となった。

少なく見積もっても、全世界で約11万人の人間が、少女の強姦被害動画を性欲を満たす目的で複数回再生し、自慰行為に利用したことになる。

アンケート未回答の視聴者も多数存在することや、再生数が短期間で1000万を超えていていることから、実際には世界で100万人以上が犯行動画を視聴したと思われる。

当該アダルトサイトの動画は後日削除されたが、すでに多数のアダルトサイトやネット掲示板で少女の画像や動画、個人情報等が拡散されており、完全に削除することは困難な状況となっている。

## (8) 被害状況③ 特定のメディアによる過剰な事件詳細報道

被疑者逮捕後、本事件がネット上で話題となっていた影響もあり、極めてデリケートな事件内容であるにもかかわらず、特定のメディアが事件の細部までを報道し、被害者個人情報が拡散される一因となった。

特に福岡県内のニュース番組『NewsF』においては、被害少女の顔写真・実名・犯行映像の一部までもが報道された。

当該ニュース番組および関連ニュースコンテンツは、以前よりその過激で極端な報道姿勢が問題視されており、近日中に終了する予定となっていたが、終了前に本事件を報道されることとなった。

## (9) 被害状況④ 被疑者側弁護人によるセカンドレイプ問題

被疑者側弁護人は被害少女との面会を要求し、先日、実際に面会を行った。

弁護人はネット上で販売されていた被害少女の強姦動画を独自に入手しており、面会の際、少女の目の前で再生して見せた。

そして、その動画が被害少女の個人情報と共にネット上で販売され、拡散されている事実を少女に教えた。

それまでは少女の家族の協力もあり、少女がインターネット情報や報道に触れることがないよう配慮され、被害中の動画が拡散されていることは少女には伏せられていた。しかし、弁護人の面会時の行為によって知られてしまった。

被疑者側弁護人はさらに、強姦被害中の少女の姿が学校の生徒にまで拡散されたことや、国内外問わず有名なアダルトサイトにアップロードされ、1000万回以上再生されて、月間再生数ランキング1位になっていたことまで少女に伝えた。

そして、激しく動搖する少女に対し、

「映像には、あなたが明らかに性的に興奮し、喘いでいるシーンがある」

「『中に出して妊娠させてください』と、あなたが自分で言っているシーンがある」

「動画購入者へ、あなたが自らお礼を述べているシーンがある」

「つまり、あなたは性行為や動画公開に同意・了承して撮影に応じているのでは？」

等と迫った上、

「示談金や賠償金請求を目的として強姦被害を捏造し、被疑者の3人を陥れようとしている」

「被害届を取り下げないと、逆に虚偽申告罪で逮捕される」

と、脅迫やセカンドレイプを行った疑いがある。

それに加え、ショックを受けて号泣している少女に対し、

「アダルトコンテンツとしてこれだけ人気なのだからアイドルではなくてAV女優を目指したら？」

「あなたの卑猥な肉体を活かせる分野は『夢や笑顔』じゃなくて『エロ』だとわかり、結果的に良かったのでは？」

「僕も、君の動画でもう4回抜いたよ。特に近親相姦ごっこしてるシーンが抜ける」

等の不適切な発言をし、被害少女に激しい心的ストレスを与えた。

後日、検察が被疑者側弁護人に対し、前述のセカンドレイプを指摘したところ、

「示談金目的で被疑者3人を陥れようとする少女こそが加害者であり、そもそも強姦の事実など存在しない」

「悪質な虚偽申告を取り下げさせるための言動であり、セカンドレイプではない」

「『AV女優になったら？』『僕も抜いた』等の発言は、場の空気を和ませるためのジョークであり、むしろ親切心で言った」

と主張した。

## (10) 被疑者供述および被疑者側弁護人による主張・要旨

被疑者の3人は少女を強姦したことについて、

「セックスはしたものの、同意の上であり、少女自身もセックスを望んでいた」

「レイプに見せかけたAVとして撮影することは少女からも了承を得ている」

とし、性交を強制した事実はなく、性的合意の上での性交であったと供述した。動画等を公開したことについても、少女に許可を得ていたとしている。また、

「少女からは『18歳だ』と撮影前に聞いていたので実際の年齢は知らなかった」とも供述している。

犯行後、少女を全裸で山中に放置したことについては、

「少女の家が山中にあるからそこで降ろしてほしい、と少女自身に頼まれた」

「全裸にした覚えはない。少女が強姦被害を捏造するため、自分で服を脱ぎ、山中に捨てたのではないか」

などと供述した。

また、少女のスマートフォン等を強奪したことに関しては、強奪ではなく少女から一定期間借り受けることになっただけであり、DM等の内容の拡散も、動画のリアリティを出すためとして、少女から許可をもらっていたとしている。

少女に年齢を偽られたことで、結果的に淫行と児童ポルノ製造になってしまったことは認めたものの、強姦については、

「示談金や賠償金を得ることを目的とした少女の自作自演および虚偽申告である」と主張している。

## (11) 被害者供述・要旨

少女は、SNSにて被疑者が用意した偽りの芸能事務所アカウントに連絡し、アイドルオーディションに応募した事について、

「アカウントの過去の発信を見ても非常に巧妙に騙っており、疑わなかった」と供述している。

被疑者側弁護人が指摘した点については、

「喘いだり、卑猥な言葉を発しているのは、暴力等で脅されたからだ」

「望んで発した言葉ではない。やめてほしいとお願いしたら殴られた」

「性行為に同意など絶対にしていない」

と供述している。

少女が性的に興奮しているように見える部分があると指摘されたことについては、3人から交代で数時間も休みなく激しく犯され、ペニスによって、膣内を刺激され続けたため、被害の後半では性的快感を覚えることもあったと認めた。

ただ、それは長時間の性被害を受けて精神が限界を超え、悲痛から逃れるために、

『これは恋人との性行為である』

『今、自分の膣内で動いているのは恋人のペニスである』

と無理やり思い込むようにしたからだと供述した。

## (12) 捜査官の不祥事と処分について

本事件の捜査において、複数の捜査官が引き起こした不祥事について記載する。

前述の通り、被疑者3人は強姦の様子を撮影し、その動画を編集後、販売した。

ただ、販売開始後も元の録画データは消去しておらず、被疑者から押収したスマートフォンには、犯行時の映像が、未編集のまま残されていた。

警察はその未編集動画を確認したいと申し出たが、犯行の証拠映像とはいえ、映像を確認する事は少女の人権を極めて侵害する事になりかねないため、検察は当初、映像の確認に難色を示していた。

しかし被疑者3人が「少女とは合意があった」と強弁を続けており、被疑者側弁護人も、少女を虚偽申告で刑事告訴するべきだと主張しているため、押収された全動画を解析し、本当に合意があったか否か、確認することの必要性が認められた。

そして、押収証拠品に保存された録画映像の確認は、まず警察関係者・検察・裁判官から各1名、計3名によって行われた。

しかしながら、最初に映像を確認した3名全員が、少女が強姦されている映像を見ながら自慰行為をしていたことが分かり、3名の処分が決まった。処分内容は後日確定される。

3名は、聴取に対して

「少女が強姦されている様子があまりにもエロくて我慢できなかった」

と述べている。

また、1名は証拠映像をコピーして無断に持ち帰っていたことも発覚した。

犯行の証拠映像を無断で持ち帰った理由について、本人に確認したところ、

「これがあれば一生オカズに困らないと思った」

「こんな顔と体の女子高生なら強姦されるのも仕方ない」

「自分も被害者を強姦してみたい。被疑者達がうらやましい」

等と不適切な弁明をした。